

## 特定個人情報保護評価書「全項目評価書」【予防接種に関する事務】素案の概要

### ガバメントクラウド移行に係る特定個人情報保護評価書「全項目評価書」の改訂内容

#### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

##### 【6. 特定個人情報の保管・消去】

「①保管場所」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。」

「③消去方法」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等に当たって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。」

### Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### 「7. 特定個人情報の保管・消去」

「⑤物理的対策 具体的な対策の内容」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。」

「⑥技術的対策 具体的な対策の内容」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託した ASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出や DDos 対策 24 時間 365 日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託した ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体や ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。」

「消去手順」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。」

#### IVその他のリスク対策

##### 「1.監査」

「②監査 具体的な内容」に以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAP において、クラウドサービス事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。」

##### 「3.その他のリスク対策」

以下の内容を追記。

「＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受ける ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。」